

公文書研究会の発足 —全史料協近畿部会のテーマ研究会—

近畿部会運営委員 和田 義久

近畿部会は平成5年に発足したが、発足当初からテーマ研究会として「古文書研究会」と「公文書研究会」の組織化が課題としてあげられていた。幸い「近世古文書研究会」は元興寺文化財研究所の吉井敏幸氏の肝煎りで同年度にスタートすることができた。しかし、「公文書研究会」は少なからずの会員がその必要性を感じながら、音頭取りする人がいなかったためか実現にいたらず、今日までできてしまった。

平成9年度、公文書を対象にするテーマ研究会を発足させるため準備会を持つことが近畿部会総会で承認され、『震災記録集』の編集作業が終わった段階で、「Monthly News」で準備会への参加を呼びかけたところ、20人近くの会員が集まった。2度にわたる協議の結果、会の名称を「公文書研究会」とし、会の趣旨を以下のとおり決定した。

この会の目指すところは、歴史資料として一般の人々の利用に供するため、公文書を保存することについて、その収集・整理・保存・提供等の過程で遭遇する様々な課題を解決するため、その理念と方法論を研究しようとするものです。

そのため、これまでに築かれてきた諸事例を学ぶとともに、各参加者の経験や情報を持ち寄って会員相互の研鑽を図り、また広く類縁機関や個人からも報告していただき、課題解決のため新たな知見を構築して行きたいと考えています。多数の皆さんの参加をお待ちしています。

準備会での心の高揚をそのまま研究会の結成につなげたい気もあったが、5月開催予定の平成10年度の近畿部会総会での承認を得て、正式に発足させることにした。当面2か月に1回をめぐりに、開催月の第2土曜日に京都府立総合資料館で開催することにし、第1回の研究会を6月13日に開くことを決め、準備会を終えた。そ

して、5月20日の総会で公文書研究会の結成が承認された。近畿部会発足から5年にして実現に漕ぎ着けた。

最初の研究課題は、今政治日程にのぼっている「情報公開法」とからめ、「公文書の保存と情報公開制度—関連規定と文書の流れを中心に—」をテーマに研究することから始めることにした。第1回は、渡辺佳子氏の「文書管理の流れと文書の公開—京都府立総合資料館の事例—」と白石健二氏の「公文書の保存と情報公開—尼崎市の事例—」、第2回は井筒洋子氏の「公文書の管理と情報公開制度—和歌山県の事例報告—」、とそれぞれ自分の職場の事例をもとに報告していただいた。その時の論点になった一つに、公文書館が所蔵する公文書は情報公開の網にかかるかどうかがあった。つまり、保存年限は切れたが、歴史的価値のある資料として廃棄せず収集・保存した公文書はどういうかたちで「公開」されるか。この問題は、歴史的な文書は30年たたないと閲覧できないという、いわゆる30年原則の不合理性にまで議論が進展し、実りある研究会となった。第3回は、近畿部会が8月に「情報公開と公文書館制度」をテーマに元全史料協会長の後藤仁・神奈川大学教授を迎えて講演会を開催したので、その講演内容をめぐっての話し合いを予定している。

近畿でも府県や政令指定都市のレベルでは公文書館が設立されてきたが、市町村レベルではまだまだ数えるぐらいしかないのが現状である。しかし、公文書館法施行以後、自治体史の終了した市町村で、古文書はいうに及ばず、公文書も対象に資料の収集・保存に取り組む自治体が増えてきた。また資料の保存を視野にいれての編纂事業に臨むところも出てきた。今後公文書館制度として公文書の収集・保存をする自治体が増えていくなかで、わが公文書研究会が果たす役割は決して少なくないだろうと考えている。